

# 専門委員会、事務局及び代表者連絡会の運営細則

(目的)

第1条 この内規は一般財団法人滋賀陸上競技協会規約第41条に基づき、専門委員会、事務局及び代表者連絡会に関する運営細則を定めることを目的とする。

(専門委員会)

第2条 本協会に次の専門委員会を置く。

- 総務委員会
- 競技委員会
- 審判委員会
- 強化委員会
- 普及委員会
- 記録委員会
- 施設・用器具委員会
- 医事委員会
- 地域委員会
- 広報委員会
- 財務委員会

- 2 前項で規定する委員会のほか、特定の目的に対処するため、理事会の議を経て、委員会を置くことができる。
- 3 専門委員会の委員は、登録会員からの公募によるものとし、原則定員は設けないものとする。また、各専門委員会の委員長及び副委員長については幹事長が推薦し、委員会が承認するものとする。

(委員会の業務)

第3条 各専門委員会の業務は概ね次のとおりである。

- 総務委員会
  - ①会員の登録に関する事項
  - ②小学生陸上、中体連及び高体連との連携に関する事項
  - ③栄章に関する事項(栄章委員会の主宰)
  - ④協会定款に係わる全ての会議に関する議案・案内・議事録保管等に関する事項
  - ⑤指導者の資格の管理に関する事項
  - ⑥審判員の登録資格の管理に関する事項
  - ⑦年鑑の編集並びに発行に関する事項
  - ⑧女性競技者等にかかわる事項
  - ⑨競技運営委員会の主宰
  - ⑩本協会にかかる物品等調達に関する事項

⑪その他、専門委員会に属さない全ての事項

■競技委員会

- ①各大会における競技日程の調整、要項の原案作成に関する事項
- ②各大会・記録会の運営（競技に関する諸準備）に関する事項
- ③その他、競技に関する事項

■審判委員会

- ①公認審判員の資格、推薦及び各競技会競技役員配置・委嘱に関する事項
- ②審判技術の研究並びに指導に関する事項
- ③競技会役員編成原案の作成に関する事項
- ④審判員の育成に関する事項
- ⑤審判手帳に関する事項
- ⑥審判員記章・服装に関する事項
- ⑦競技会における役員受付・配置業務に関する事項
- ⑧その他、審判に関する事項

■強化委員会

- ①選手強化対策に関する事項
- ②派遣代表選手・役員選考原案作成に関する事項
- ③指導者養成・指導者資格に関する事項
- ④各記録会の参加申し込みの受付と編成に関する事項
- ⑤その他、選手強化に関する事項

■普及委員会

- ①陸上競技の普及・指導に関する事項
- ②小学生以下の陸上競技の推進に関する事項
- ③指導者養成・指導者資格に関する事項
- ④その他、普及に関する事項

■記録委員会

- ①競技記録の収集、整理、保存に関する事項
- ②年間10傑表の作成に関する事項
- ③記録章に関する事項
- ④記録公認・申請に関する事項
- ⑤その他、記録に関する事項

■施設・用器具委員会

- ①競技場、競走路の調査、設置に関する事項
- ②競技用器具の調査、製作、改良の指導に関する事項
- ③競技場、競走路、競技用器具の規定の研究に関する事項
- ④その他、施設用器具に関する事項

■医事委員会

- ①ドーピングに関する事項
- ②医務・薬務に関する事項

- ③各競技会における選手の安全管理に関する事項
- ④スポーツ医科学的内容に関する事項
- ⑤スポーツ医科学委員会の主宰
- ⑥その他、医事に関する事項

■地域委員会

- ①本協会と地域陸協との連携に関する事項
- ②地域陸協の組織的な活動に関する事項
- ③地域における優秀な選手の発掘と育成に関する事項
- ④地域における小学、中学、高校生の陸上経験者の活動継続に関する事項
- ⑤地域における滋賀陸協の登録会員及び登録審判員に関する事項

■広報委員会

- ①広報誌、ホームページ等を媒体とした広報に関する事項
- ②滋賀陸協に関係する情報についての収集、整理、分析、考察に関する事項
- ③地元メディアとの協調に関する事項
- ④県民への情報提供とアピールに関する事項

■財務委員会

- ①事業の遂行に必要な財源の確保に関する事項
- ②事業の遂行に必要な経費に関する事項
- ③その他財務に関する事項

(事務局)

第4条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、以下の業務を遂行する。

- ①予算の執行に合わせた会計処理に関する事項
- ②各種会議・競技会・記録会等における役員旅費、使用料等の経費の処理に関する事項
- ③書類等の発送・受付・整理等の事務的処理に関わる事項
- ④役員の出張に関わる事務的事項
- ⑤大会等の派遣に関わる事務的事項
- ⑥本協会所有の備品等の維持管理にかかわる事項
- ⑦本協会・関係団体の慶弔にかかる事項

(代表者連絡会)

第5条 本協会と加入団体との連絡方法として代表者連絡会を置く。

- 2 代表者連絡会は、専務理事が必要と判断した場合、随時招集することができる。
- 3 代表者連絡会は、各加入団体の代表者によって構成される。

附則 この細則は平成23年9月1日から施行する。

この細則は平成25年2月17日改正